平成30年9月10日

第3回多度津町議会定例会会議録

- 1、招集年月日 平成30年9月10日(月) 午前9時00分 開議
- 1、招集の場所 多度津町役場 議場
- 1、出席議員

1番	志村	忠昭	2番	塩野	拓二
3番	金井	浩三	4番	村井	保夫
5番	隅岡	美子	6番	村岡	清邦
7番	小川	保	8番	古川	幸義
9番	村井	勉	10番	尾崎	忠義
11番	渡邉美	喜子	12番	庄野	克宏
12来	目目 -	海1#			

13番 門 瀧雄

1、欠席議員

なし

1、地方自治法第121条の規定による出席者

町		長	丸尾	幸雄		
副	町	長	秋山	俊次		
教	育	長	田尾	勝		
監査委員			古川	幸義		
会計	十管理	里者	神原	宏一		
町長	 長公室	室長	山内	岡川		
総彥	务課 長	i c	岡部	登		
政策観光課長			河田	数明		
税剩	务課 長	Ž	泉	知典		
住月	尺環境	竞課長	石井	克典		
高歯	令者仍	R 険課長	多田羅	勝弘		
健原	長福 社	上課長	冨木田	笑子		
建設	2課長	i c	三谷	勝則		
産業課長			谷口	賢司		
消防長			阿河	弘次		
教育課長			竹田	光芳		
職員						

1、議会事務局職員

 事務局長
 中野 弘之

 書
 記

 前原 成俊

1、審議事項

別紙添付のとおり

開会 午前9時00分

議長(志村 忠昭)

おはようございます。

議員各位には、ご多忙のところ、定刻に参集をいただきまして誠にありがとうございます。

ただ今より、平成30年第3回多度津町議会定例会を開催いたします。

尚、本会議よりタブレット端末を使用しての議会運営を行いますので、よろしくお願い したたいと思います。

それでは、開会に先立ちまして、町長よりごあいさつを受けたいと思います。 丸尾町長。

町長 (丸尾 幸雄)

皆さんおはようございます。

今日はまだ、昨日の大雨の名残が残っておりますけれど、昨日は、昼過ぎから大雨警報が発令をされました。

そして、私ども総務課、建設課をはじめ、水防本部を立ち上げて、町民の命を守るため に、警戒態勢を整えていたわけでありますが、幸いなことに今のところ、何の被害の報 告も入っておりませんので、少し安堵しているところではあります。

今回少し警報が出るのが早いのかなという気もいたしましたが、しかし今、全国各地で 自然災害が起こっております。

熊本の大地震、大分の地震からはじまり、大阪北部地震、また今回の北海道地震、また 地震以外でも大雨洪水台風による浸水被害、様々な自然災害が多く出ております。

そのためにやはり、早めの警報が発令になったのだと思っております。

大きな人命も失っております。

亡くなった方には心からお悔やみを申し上げますとともに、被災地の皆様方には本当に 心からお見舞いを申し上げたいと思っております。

このような被害は対岸の火事ではありません。

私どもも危機感を持って、常に事に当たっておく事が、非常に大事だと思っております。

私どもにおきましても、南海トラフの引き起こす大地震が起こる可能性が30年以内に70%だったのが、今75から80%に引き上げられております。

そのことにつきましても、やはり町民の皆様方そして議会の皆様方が危機意識を共有して、事に対して準備をしておくことが大事だと思っております。

私ども行政は、町民の皆様方の命を守るというとが、大きな責務になっております。

そのためには、今私が町長に就任させていただいてからは、耐震のできていない施設の 建替え、耐震を常に行って、町民の安心安全を守るということ、その対策と、それから 子どもたちの教育の環境整備を行っております。 その上におきまして、あと残っているのが、ここのこの役場の庁舎と、そして福祉センターです。

どうかこの庁舎と福祉センターの建替え、耐震だけはきちんとしておかないと、町民の命を守るということにはなりませんので、皆様方のご理解とご協力、そして町民の皆様方のご理解とご協力をいただきながら、速やかにこの建替え工事を行っていかなければいけないと思っております。

皆様方には、ご理解とご協力を心からお願いを申し上げます。

今日からですね、9月議会です。

9月議会は、決算議会とも言われております。

今、今年、平成29年度の決算を見てみますと、幸いなことに今のところは順調に財政の 健全化が図られていると思っておりますが、これからの大型事業が控えている中で、や はり、財政の健全化というのは常に頭に入れて、これから様々なことにあたっていかな ければいけない、考えております。

この9月議会が私どもにとって、また皆様方にとって、大変有意義な実りのある9月議会 となりますこと、またこの9月議会からタブレットを使用するということでありますの で、今お助けいただく方も2人来ていらっしゃっておりまして、ありがとうございま す。

まだまだ私どももタブレットに慣れておりませんので、どうかお力をお借りをして、そしてスムーズな議会運営、この議会がうまくいきますことを心から願って、開会に際しての挨拶とさせていただきます。

ごうかよろしくお願いいたします。

議長(志村 忠昭)

ありがとうございました。

ただ今、出席議員は13名であります。

よって、地方自治法第113条の規定により、平成30年第3回多度津町議会定例会は成立を 致しました。

これより、第3回定例会を開会いたします。

本日の議事日程は配付の通りであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

多度津町議会会議規則第125条の規定により、2番塩野拓二君、10番尾崎忠義君を指名いたします。

日程第2、会期の決定を議題と致します。

お諮り致します。

はい、塩野拓二君。

議会運営委員会委員長(塩野 拓二)

会期の件でございますが、本日9月10日より9月21日金曜日までの12日間とし、詳細に

ついては議長の方でお諮りをお願い致します。

議長(志村 忠昭)

はい、ありがとうございました。

ただ今、議会運営委員長の発言の通り、本定例会の会期は、本日より9月21日までの12日間とし、日程については、9月10日月曜日本日ですが提案説明、9月11日休会、12日水曜日一般質問、13日木曜日休会、14日金曜日一般質問、予備日です、15日土曜日から17日月曜日休会、18日火曜日総務教育常任委員会並びに建設産業民生常任委員会、多度津町行財政改革特別委員会を開催いたします。

19日総務教育常任委員会、建設産業民生常任委員会、多度津町行財政改革特別委員会の予備日ということで処理します。

それから、20日木曜日休会、21日金曜日議案審議と致したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日より9月21日までの12日間とし、先に言いました日程によること に決定を致しました。

日程第3、諸般の報告を行います。

まず、議長報告でありますが、監査委員より、例月現金出納検査並びに平成29年度財政 健全化判断比率、及び公営企業資金不足比率に係る審査意見、町長より、平成29年度健 全化判断比率、及び資金不足比率の報告を受けております。

報告は、タブレット端末に掲載しておりますので、朗読は省略致します。

続きまして、平成29年度各会計決算ならびに基金運用状況審査意見報告を求めます。

監查委員(古川 幸義)

皆さん、おはようございます。

はじめに、今月6日に起きました北海道胆振地方を震源とする震度7の地震で、39名の方が死亡、今なお安否不明の方もあり、今月4日には台風21号により11名の方の死亡、7月には西日本豪雨災害により157名の死亡者や、57名の安否不明など痛々しい災害が起こりました。

亡くなられた方のご冥福と哀悼の意を表し、被害にあわれた方に心よりお見舞いを申し 上げます。

それでは、平成29年度会計決算ならびに基金運用状況の審査意見報告について、報告いたします。

平成29年度の決算審査意見ならびに基金運用状況の審査意見書を先般提出いたしました のでその概要をご報告いたします。

お手元の議案書に報告書の写しを添付しておりますので、それに従ってご説明申し上げ

たいと思います。

なお、この中から抜粋して報告いたしますので、ご了承いただきたいと思います。

まず1ページでございますが、「平成29年度多度津町各会計決算及び各基金の運用状況の審査意見について」ということで、地方自治法第233条第2項及び地方公営企業法第30条第2項の規定により、審査に付された平成29年度多度津町一般会計、特別会計国民健康保険、同じく国民健康保険直営診療所、同じく公共下水道、同じく介護保険、同じく後期高齢者医療及び水道事業会計、以上の各会計歳入歳出決算及び証書類、その他政令で定める書類並びに地方自治法第241条第5項の規定により、各基金の運用状況を示す書類について審査を行った結果、次のとおりその意見書を提出いたします。

次に2ページ、審査の対象でございますが、今申し上げたのと同じでございまして、平成29年度の一般会計、特別会計5会計及び水道事業会計、そして各基金運用状況を示す 書類、以上が審査の対象であります。

審査の期間でありますが、平成30年7月17日から平成30年7月27日まで、竹森監査委員と私、古川の両名で各課別に平均約2時間程度の時間をかけて実施いたしました。

審査の方法は省略させていただきます。

審査の結果でありますが、審査に付された一般会計、特別会計及び水道事業会計の歳入 歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及 び各基金の運用状況を示す書類は関係法令に準拠して作成されており、決算計数は関係 帳簿及び証拠書類と照合した結果、誤りのないものと認められました。

また、各基金の運用状況を示す書類の計数についても関係諸帳簿及び証拠書類と符合しており誤りのないものと認められました。

続きまして、各一般会計及び特別会計の予算額、並びに決算額でありますが、3ページ に記載していますので、お目通しいただけたらと思います。

続きまして、4ページの決算概要を報告いたします。

まず、平成29年度一般会計でありますが、最終予算額は88億700万円と平成28年度からの繰越明許費12億3,836万4,000円の合計予算額は100億4,536万4,000円となっております。

歳入決算額は、98億1,329万3,000円、歳出決算額は、94億414万5,000円で形式収支は4億914万8,000円となり、翌年度へ繰り越すべき額は885万9,000円を差し引いた実質収支額は、4億28万9,000円の黒字決算となっております。

この実質収支額から前年度の実質収支額を差し引いた平成29年度の単年度収支は、 157万1,000円の黒字となり、さらに、財政調整基金への積立及び取崩しなどを加減した 実質単年度収支額は9,827万3,000円の赤字となっております。

続きまして特別会計は、最終の差引きの実質収支のみ申し上げます。

いずれも黒字でございます。

国民健康保険でありますが、差引き実質収支2億9,448万9,000円の黒字決算でありま

す。

続きまして、国民健康保険直営診療所でありますが、差引き509万4,000円の黒字決算であります。

続きまして、公共下水道ですが、差引き3,055万3,000円の黒字決算であります。

同じく、介護保険事業でありますが、最終差引きは9,121万3,000円の黒字決算であります。

同じく、後期高齢者医療、差引き最終実質収支は172万7,000円の黒字決算であります。 続きまして、水道事業会計でございますが、5ページに記載しております。

これも決算の最終数字のみ申し上げます。

まず、(1)収益的収入及び支出(消費税を含む)でありますが、水道事業収益は、

(B) 執行済額、これが決算数字でありますが、7億8,550万8,000円。

水道事業の費用でありますが7億2,730万1,000円となっております。

差引き5,820万円余りの黒字であります。

以上これは消費税込みの数字であります。

続きまして、(2)資本的収入、主として借入金等でございますが、2億8,330万8,000円であります。

資本的支出ですが、これは、給配水設備、水道管の設備類とか企業債の償還金などであります。

金額は5億900万5,000円であります。

続きまして、5ページ下から7行目になりますが、平成29年度の水道事業の損益計算の概要は、当年度営業損失513万2,000円、経常利益3,189万5,000円で、特別損失を差し引きし、当年度未処分利益剰余金3億9,148万1,000円となっております。

以上が水道事業会計であります。

続きまして、6ページに今回の決算審査の過程におきまして、私ども監査委員から各課 に対して申し上げた意見とか、指摘事項について列挙しておりますので、順次読み上げ させていただきます。

なお、重大な指摘事項はございません。

まず、平成29年度の会計決算全般でございます。

一般会計決算について、実質収支額が約4億円の黒字決算となっております。

町債及び財産収入等の増加があったため、前年度の実質収支額を差し引いた単年度収支額は約150万円の黒字となるものの、財政調整基金への積立や取崩しなどを加減した実質単年度収支額は約9,800万円の赤字となっております。

今後も、法人税率の引下げや固定資産税の評価替えの影響を受け、町税収入の減少が想定されるところでございます。

また、臨時財政対策債を含む地方交付税等の動向についても、先行きに不透明さが伺われることから、引き続き、一層の歳出削減に取り組み、健全な財政運営に努めることが

求められます。

続いて各課の指摘事項に移ります。

はじめに、議会事務局です。

事務量の縮減が図られるよう、引き続きIT化を積極的に取り組まれたい。

次に、町長公室です。

機構改革に伴う効果の中間検証を行ない、特定の職員に過大な負担が掛かっていないかストレスチェックを実施するとともに、各課の事務量を的確に把握して効果的で効率的な行政運営が可能な体制を構築できるように職員の適正配置や臨時職員の活用、また、職員のスキルアップなどについても、引き続き検討いただきたい。

次に、職員の採用に当たっては、障害者や消防職の女性職員等について、引き続き積極的に取り組んでいただきたい。

また、建築士や土木施工管理技士などの有資格者の採用も検討していただきたい。

さらには大災害発生時に活動が期待できる自治会の加入率が年々低下しているので、加 入を呼びかけるよう、広報活動に努めていただきたい。

続きまして、総務課です。

公有財産管理台帳の利用方法を引き続き検討して、町有地等の管理が効率的に行えるよう関係課との意思疎通を図り、積極的な活用に努められたい。

また、町民の安心・安全の面から引き続き、防災行政無線システムのより積極的・効果的な活用方法について検討されたい。

併せて、防犯カメラの積極的な導入や活用を検討されたい。

次に、政策観光課です。

ふるさと納税については、徐々に返礼品の種類を追加してPRを行っているが、引き続き地元農産品など返礼品開拓を積極的に行い、全国に向けて「多度津の魅力」を発出できるよう、努めていただきたい。

また、「危機管理・災害対応」、「高齢者福祉の充実」、「子育てしやすい環境づくりの推進」、「総合的な地域整備の推進」などの行政課題に取り組むために機構改革を実施しているが、PDCAサイクルに基づき効果の検証を実施して、不備があれば修正を加えていただきたい。

さらに瀬戸内国際芸術祭については、高見島だけでなく佐柳島を含めた「多度津の魅力」が情報発信できるよう、引き続き努められたい。

次に、税務課です。

国民健康保険税については徴収率を徐々に向上させているが、県下各市町の最下位となっているので、引き続き現状を打破するための方策を全課一丸となって講じていただきたい。

また、租税債権管理機構への移管に当たっては、機構と町で情報を一括管理して効率的・効果的に努められたい。

次に、収入伝票を処理する際には、入金先誤りなどの単純な入力ミスをなくすためのチェック体制を構築していただきたい。

次に、住民環境課です。

ゴミの減量化推進のため、生ごみ処理容器の普及を図るとともに、引き続き様々な手法 を用いて「生ゴミの水きりの推進」の啓発に努めていただきたい。

また、塵芥業務の民間委託に当たっては、引き続き民間事業者に対して収集業務や交通ルール等についての十分な指導に努められたい。

次に住民票及び税務証明書等の戸籍住民基本台帳費手数料については、今後も厳重な課内チェックにより適正な管理に努められたい。

さらには、大規模災害の発生が危惧されるので、災害廃棄物処理計画に基づいて迅速な 対応がとれるよう具体的想定の行動マニュアルを作成していただきたい。

次に高齢者保険課です。

医療費削減のため、引き続きジェネリック医薬品の使用促進策を進め、飲み残しの残薬が少なくなるようなPRを積極的に進めていただきたい。

また、介護保険の介護・予防サービス等の運用に当たっては、引き続き業務に従事する 職員の精神的、肉体的負担が過剰とならないよう十分に配慮していただきたい。

続いて健康福祉課です。

放課後児童クラブの取組は、多くの町民から期待されているが、今後計画されている豊原・四箇校区の新しい施設についても費用対効果の検証を行いながら、住民ニーズに応えていただきたい。

また、保健センターは特定建築物として老朽化が進んでいるので、建物本体や電気設備・機械設備等は点検により早目に不良箇所を把握して、計画的に修繕や更新をして業務に支障が出ないようにされたい。

次に、建設課です。

設計段階で関係者と詳細な事前協議を行い、埋設物を正確に把握するなどして、追加工 事による契約変更とならないように留意されたい。

また、下水道使用未収金の不納欠損処分については、関係法令を順守のうえ、引き続き適切な処理を行っていただきたい。

同様に、町営住宅使用料滞納の徴収に当たっては、引き続き効果的な徴収に努められたい。

次に、債権管理のあり方については、顧問弁護士のアドバイスをいただきながら処理促 進に努めていただきたい。

さらには管理不全な空き家等については、「多度津町空き家等適正管理条例」に基づき、対策を積極的に推進されたい。

また、引き続き住民に対して空き家対策事業制度の周知を図られたい。

次に、産業課です。

農業用再生水管理事業については、住民の中には不要論もあることから、引き続き維持 管理費用とその効果について、再生水事業全体も含めて検討を行っていただきたい。

また、鳥獣被害防止対策については、ある程度の対策を実施しているが、引き続き関係機関や各課と十分連携を図っていただき、被害防止対策の推進に努められたい。

さらに地籍調査については、地籍推進室も創設されて、長期計画に基づいて積極的な推進に努められているが、引き続きそのメリットを広くPRし、併せて人的問題を含めた体制強化を図りながら、従事する職員の育成にも努めていただきたい。

次に、出納室です。

町有物品のうち重要物品については、引き続き実地に管理状況を点検することとしているので、各課においても保管状況を確認して不要な備品は計画的に廃棄するなど整理や 管理に努められたい。

また、収入や支払等の伝票を処理する際には、摘要欄の記載は各課でできるだけ統一するようにし、伝票の修正や更正がないように厳密なチェックで決裁をするようにされたい。

次に、消防本部です。

救急出動のうち約半分が軽症となっているので、引き続き安易な出動要請を削減できるような広報活動に、取り組んでいただきたい。

また、近年の地球温暖化に伴う熱中症患者の搬送件数を減少させるため、熱中症予防策や応急処置の周知にも努められたい。

次に、救急出動において感染症対策には充分留意して、二次感染の防止策について注意されたい。

さらに消防団員の高齢化や交通手段に問題がある島嶼部での火災や災害に対処できる体制を確立していただきたい。

次に、教育課です。

新給食センターが完成するまで、安心・安全な学校給食を提供するため、老朽化した施設や設備の適切な点検と保守を強化することで食の安全に努められたい。

また、奨学金の貸付制度については、引き続き国の給付型奨学金制度の実施状況や県の動向に十分配慮しながら、本町独自の優遇措置などの制度見直しの検討に努めていただきたい。

次に、旧上下水道課です。

水道料金の滞納整理については、香川県広域水道企業団の方針に基づいて今後とも関係 課と連携して、積極的な取組を図っていただきたい。

また、広域水道企業団へのスムーズな移管ができるよう、年度を区切って施設台帳の整備に努められたい。

以上で監査意見報告を終わります。

ご清聴ありがとうございました。

平成30年9月10日、監查委員、竹森久喜、監查委員、古川幸義。

以上で報告を終わります。

議長(志村 忠昭)

これをもって、平成29年度各会計決算ならびに基金運用状況審査意見報告を終わります。

続きまして町長報告であります、報告は、タブレット端末に掲載を致しておりますので、朗読は省略を致します。

日程第4、議案第1号、多度津町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等の基準等に関する条例の制定について、議案第2号、多度津町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について、提案説明の都合上、一括議題と致します。

タブレットの準備はよろしいでしょうか。

タブレットの準備はよろしいでしょうか、議案第1号、議案第2号です。

それでは、提案者の提案理由の説明を求めます。

高齢者保険課長、多田羅君。

高齢者保険課長(多田羅 勝弘)

おはようございます。

議案第1号及び議案第2号について一括して提案説明を申し上げます。

まず、議案第1号、多度津町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等の基準等に関する条例の制定についてでございます。

今回、介護保険法が改正され、従来においては厚生労働省令で定められていた指定居宅 介護支援事業所の人員、運営等の基準を市町村の条例で定めることとなったため、本条 例を制定しようとするものでございます。

1ページをお願いします。

条例の内容につきましては、第1条で趣旨を、第2条で定義を、第3条で指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等の基準を定め、同条第2項で、従業者、設備、会計等の記録保存について、厚生労働省基準の2年から5年に変更し定めようとするものでございます。

なお、附則としまして、この条例は、平成31年4月1日から施行すると規定しています。 次に、議案第2号、多度津町後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてでござい ます。

このたびの改正は、平成29年6月の高齢者の医療を確保するための法律の改正に併せて、関係する条例の改正を行なうものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表により、ご説明させていただきます。

1ページをお願いします。

第3条第2号中は、「第55条第1項」の次に「(法第55条の2第2項において準用する場合を含む。)」を加え、「同項」を「法第55条第1項」とし、2ページをお願いします。

同条第3号中「法第55条第2項第1号」の次に「(法第55条の2第2項において準用する場合を含む。)」とし、同条第4号中「法第55条第2項第2号」の次に「(法第55条の2第2項において準用する場合を含む。)」を加え、「同号」を「法第55条第2項第2号」と改めるものでございます。

また、2ページ下段から3ページ上段にかけまして、同条に「第5号、法第55条の2第1項の規定の適用を受ける被保険者であって、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第116条の2第1項及び第2項の規定の適用を受け、これらの規定により多度津町に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であった被保険者」を加えるものでございます。

3ページ中段の附則につきましては、第2条を削り第3条を第2条と繰り上げるものでございます。

なお、3ページ下段、附則としまして、「この条例は、公布の日から施行し、改正後の 多度津町後期高齢者医療に関する条例の規定は、平成30年4月1日から適用する。」と規 定しています。

以上、簡単ではありますが、議案第1号及び議案第2号の提案説明を一括して申し上げました。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長(志村 忠昭)

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第5、議案第3号、平成30年度多度津町一般会計補正予算(第3号)を議題といた します。

タブレットの準備はよろしいでしょうか。

それでは、提案者の提案理由の説明をお願いいたします。

総務課長、岡部君。

総務課長(岡部 登)

おはようございます。

議案第3号、平成30年度多度津町一般会計補正予算(第3号)について提案説明を申し上げます。

1ページをお開きください。

第1条は、既定の歳入歳出予算の総額88億1,510万円に、歳入歳出それぞれ、1億4,400万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、89億5,910万円とするものでございます。

第2条は、債務負担行為の追加で、地方自治法第214条の規定により債務を負担すること ができる事項、期間、限度額を定めるものでございます。

5ページをお開きください。

第2表、債務負担行為の補正に記載してありますように、し尿収集運搬業務について、

平成31年度から平成33年度の3年間で、4,800万円を限度額として債務負担行為を行うものでございます。

第3条は、地方債の補正です。

6ページをお開きください。

第3表、地方債の補正に記載してありますように、道路整備事業を1億1,120万円に、河川整備事業を7,420万円に、公営住宅建設事業を2,320万円に、保健体育施設整備事業を1,100万円に、農業施設整備事業を50万円に、林業施設整備事業を160万円に、災害復旧事業を550万円に、それぞれ補正するものでございます。

さて、この度の補正予算のうち、歳出における増額補正の主なものは、総務費、民生費、消防費、災害復旧費など、減額補正の主なものは、衛生費、農林水産業費などとなっております。

歳入におけます増額補正の主なものは、財産収入、繰入金、繰越金など、減額補正の主なものは、国庫支出金、県支出金などとなっております。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明申し上げます。

30ページをお開きください。

款1. 議会費では、37万1千円の減額補正により、1億986万3千円に改めるもので、項1. 議会費、目1. 議会費の減額でございます。

32ページをお開きください。

款2. 総務費は、2,317万9千円の増額補正により、14億2,513万7千円に改めるもので、 内訳は、項1. 総務管理費、目1. 一般管理費、2,826万6千円の増額。

- 目6. 企画費、664万4千円の増額。
- 目8. 出張所費、3万3千円の増額。
- 目9. 地方振興費、78万5千円の増額。
- 目10. 交通安全対策費 、69万4千円の減額。
- 34ページをお開きください。
- 項2. 徴税費です。
- 目1. 税務総務費、605万6千円の減額。
- 項3. 戸籍住民基本台帳費、目1. 戸籍住民基本台帳費、150万7千円の減額。
- 項5. 統計調査費、目1. 統計調査総務費、318万8千円の増額。
- 項6. 監査委員費、目1. 監査委員費、748万円の減額でございます。
- 36ページをお開きください。
- 款3. 民生費は、7,316万円の増額補正により、30億7,591万3千円に改めるもので、内訳は、項1. 社会福祉費、目1. 社会福祉総務費、488万円の増額。
- 目2. 国民年金費、154万8千円の増額。
- 目3. 老人福祉費、6,646万8千円の増額。
- 項2. 児童福祉費、目1. 児童福祉費、2万5千円の減額。

38ページをお開きください。

目2. 児童保育費、28万9千円の増額でございます。

40ページをお開きください。

款4. 衛生費は、111万9千円の減額補正により、7億4,730万6千円に改めるもので、内訳は、項1. 保健衛生費、目1. 保健衛生総務費、307万5千円の減額。

目5. 環境保全費、15万4千円の増額。

項2. 清掃費、目1. 清掃総務費、34万7千円の減額。

目3. じん芥処理費、214万9千円の増額でございます。

42ページをお開きください。

款6. 農林水産業費は、108万7千円の減額補正により、2億8,575万7千円に改めるもので、内訳は、項1. 農業費、目1. 農業委員会費、26万9千円の減額。

目2. 農業総務費、633万8千円の減額。

目4. 農地費、64万円の増額。

項2. 林業費、目1. 林業振興費、138万円の増額。

項3. 水産業費、目2. 漁港建設費、350万円の増額でございます。

44ページをお開きください。

款7. 商工費は、68万2千円の増額補正により、8,103万5千円に改めるもので、内訳は、

項1. 商工費、目1. 商工総務費、131万8千円の減額。

目2. 商工振興費、200万円の増額でございます。

46ページをお開きください。

款8. 土木費は、505万2千円の増額補正により、10億1,931万7千円に改めるもので、内 訳は、項1. 土木管理費、目1. 土木総務費、733万9千円の増額。

項2. 道路橋梁費、目1. 道路橋梁総務費、750万円の増額。

目2. 道路維持修繕費、500万円の増額。

目3. 道路新設改良舗装費、5,558万3千円の減額。

項3. 河川費、目1. 河川総務費、1,331万6千円の増額。

目2. 河川改良費、2,194万4千円の増額。

目3. 施設管理費、554万円の増額。

項4. 港湾費、48ページをお開きください。

目1. 港湾管理費、182万円の増額。

項5. 住宅費、目1. 住宅管理費、164万6千円の増額。

項6. 都市計画費、目1. 都市計画管理費、367万円の減額。

目4. 公園事業費、20万円の増額でございます。

50ページをお開きください。

款9. 消防費は、1,358万9千円の増額補正により、3億6,591万2千円に改めるもので、内 訳は、項1. 消防費、目1. 常備消防費、374万8千円の増額。

- 目2. 非常備消防費、168万8千円の増額。
- 目4. 防災費、815万3千円の増額でございます。

52ページをお開きください。

- 款10. 教育費は、31万5千円の増額補正により、8億2,597万1千円に改めるもので、内訳は、項1. 教育総務費、目2. 事務局費、34万7千円の増額。
- 項3. 中学校費、目1. 学校管理費、4万円の増額。
- 目2. 教育振興費、16万2千円の増額。
- 項4. 幼稚園費、目1. 幼稚園費、996万1千円の減額。
- 項5. 社会教育費、目1. 社会教育総務費、131万8千円の増額。
- 目2. 公民館費、182万6千円の増額。
- 項6. 保健体育費、目2. 学校給食共同調理場費、68万2千円の増額。
- 目3. 体育施設費、590万1千円の増額でございます。

54ページをお開きください。

款11. 災害復旧費は、3,060万円の増額補正により、3,060万3千円に改めるもので、項 1. 災害復旧費、目5. 農林水産災害復旧費の増額補正でございます。

続いて、歳入についてご説明申し上げます。

12ページをお開き下さい。

款6. 分担金及び負担金は、1,030万円を増額補正し、1億1,803万7千円に改めるもので、項1. 分担金、目1. 農林水産業費分担金の増額でございます。

14ページをお開きください。

款8. 国庫支出金は、979万を減額補正し、9億2,955万円に改めるもので、内訳は、項 1. 国庫負担金、目1. 民生費国庫負担金、1千円の増額。

- 項2. 国庫補助金、目2. 農林水産業費国庫補助金、1,585万円の増額。
- 目3. 民生費国庫補助金、7万5千円の増額。
- 目4. 十木費国庫補助金、2,571万6千円の減額でございます。

16ページをお開き下さい。

款9. 県支出金は、749万3千円を減額補正し、6億6,746万4千円に改めるもので、内訳は、項1. 県負担金、目1. 民生費県負担金、1千円の増額。

- 項2. 県補助金、目1. 総務費県補助金、19万2千円の増額。
- 目2. 民生費県補助金、7万5千円の増額。
- 目6. 土木費県補助金、798万5千円の減額。
- 目8. 教育費県補助金、22万4千円の増額でございます。

18ページをお開き下さい。

款10. 財産収入は、5,506万3千円を増額補正し、6,718万3千円に改めるもので、項2. 財産売払収入、目1. 不動産売払収入の増額でございます。

20ページをお開き下さい。

款11. 寄附金は、10万円を増額補正し、1億7,410万1千円に改めるもので、項1. 寄附金、目1. 寄附金の増額でございます。

22ページをお開きください。

款12. 繰入金は、1,348万9千円を増額補正し、4億3,499万8千円に改めるもので、項1. 繰入金、目1. 繰入金の増額でございます。

24ページをお開きください。

款13. 繰越金は、8,536万1千円を増額補正し、8,536万2千円に改めるもので、項1. 繰越金、目1. 繰越金の増額でございます。

26ページをお開きください。

款14. 諸収入は、163万円を減額補正し、2億3,829万6千円に改めるもので、項4. 雑入、 目4. 雑入の減額でございます。

28ページをお開きください。

款15. 町債は、140万円を減額補正し、9億1,100万円に改めるもので、内訳は、項1. 町債、目3. 土木債、1,200万円の減額。

目5. 教育債、410万円の増額。

目6. 農林水産業債、100万円の増額。

目11. 災害復旧債、550万円の増額でございます。

以上によりまして、歳入歳出の予算総額88億1,510万円に、1億4,400万円を追加し、89億5,910万円に改めようとするものでございます。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。 議長(志村 忠昭)

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第6、議案第4号、平成30年度多度津町特別会計国民健康保険補正予算(第1号)、議案第5号、平成30年度多度津町特別会計国民健康保険直営診療所補正予算(第1号)、議案第6号、平成30年度多度津町特別会計介護保険事業補正予算(第1号)、提案説明の都合上、一括議題と致します。

タブレットの準備はよろしいでしょうか。

提案者の提案理由の説明を求めます。

高齢者保険課長、多田羅君。

高齢者保険課長(多田羅 勝弘)

議案第4号、議案第5号及び議案第6号について、一括して提案説明を申し上げます。 まず、議案第4号、平成30年度多度津町特別会計国民健康保険補正予算(第1号)につい てでございます。

国1ページをお願いします。

第1条は、既定の歳入歳出予算の総額25億7,900万円に、歳入歳出それぞれ1,850万円を 追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億9,750万円とするものです。 補正の内容につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明いたします。 まず、歳出について、国12ページをお願いします。

款1. 総務費は、211万円減額し4,934万2千円とするものです。

職員の異動に伴う人件費の減額により一般管理費を211万円減額するものです。

款9. 諸支出金は2,061万円増額し4,555万7千円とするものです。

項1. 償還金及び還付加算金は、平成29年度の交付金と国からの負担金の確定により生じた返還金1,847万2千円を増額するものです。

項2. 操出金は、直営診療所会計への操出金131万2千円の増額及び平成29年度に繰入超過となっていた一般会計からの繰入金を精算、返還するための操出金82万6千円を増額するものです。

次に、歳入についてご説明いたします。

国10ページをお願いします。

款4. 県支出金は、30万円増額し18億6,030万6千円とするものです。

国保システムの改修に対する県からの交付金の増額により、保険給付費等交付金を増額するものです。

款6. 繰入金は、109万8千円減額し、2億5,780万円とするものです。

項1. 他会計繰入金は、直営診療所会計操出金増額の財源として、一般会計繰入金を 131万2千円増額、総務費の減額に伴い職員給与費等繰入金を241万円減額するもので す。

款7. 繰越金は、1,929万8千円増額し1,929万9千円とするものです。

歳出の諸支出金増額分の財源として、前年度繰越金のうち1,929万8千円を予算化するも のでございます。

以上によりまして、歳入歳出予算の総額25億7,900万円を25億9,750万円に改めるもので ございます。

次に、議案第5号、平成30年度多度津町特別会計国民健康保険直営診療所補正予算(第1号)についてでございます。

直1ページをお願いします。

第1条は、既定の歳入歳出予算の総額3,190万円に、歳入歳出それぞれ200万円を追加 し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,390万円とするものです。

補正の内容につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明いたします。 まず、歳出について、直12ページをお願いします。

款1. 総務費は131万2千円増額し、2,639万1千円とするものです。

職員の異動に伴う人件費131万2千円を増額するものでございます。

款2. 医業費は68万8千円増額し、740万8千円とするものです。

項1. 医療諸費は、佐柳診療所の心電計買換えにかかる費用48万6千円を含みます68万 8千円を増額するものです。 次に、歳入についてご説明いたします。

直10ページをお願いします。

款3. 繰入金は131万2千円増額し、2,255万8千円とするものです。

総務費の増額に対する財源として、国保会計繰入金を131万2千円増額するものです。

款4. 繰越金は68万8千円増額し、68万9千円とするものです。

歳出の医業費増額分の財源として、前年度からの繰越金のうち、68万8千円を予算化するものでございます。

以上によりまして、歳入歳出予算の総額3,190万円を3,390万円に改めるものでございます。

次に、議案第6号、平成30年度多度津町特別会計介護保険事業補正予算(第1号)についてでございます。

介1ページをお願いします。

第1条は、既定の歳入歳出予算の総額23億8,500万円に、歳入歳出それぞれ1億350万円を 追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ24億8,850万円とするものでござい ます。

補正の内容につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明申し上げます。

まず、歳出について、介12ページをお願いします。

款1. 総務費は、1,093万4千円の増額により、1億2,605万円に改めようとするもので、項1. 総務管理費1,093万4千円の増額は、人件費及び介護施設整備に係る補助金を増額するものでございます。

介16ページをお願いします。

款6. 項1. 基金積立金は、1,252万6千円の増額により、1,264万6千円に改めようとする ものです。

款8. 諸支出金は、8,004万円の増額により、8,074万6千円に改めようとするもので、項1. 償還金及び還付加算金6,737万7千円の増額は、主に前年度事業の精算に係る返還金でございます。

項3. 繰出金1,266万3千円の増額は、これも前年度事業の精算に係る一般会計への返還金でございます。

次に、歳入について、ご説明いたします。

介10ページをお願いします。

款4. 項1. 支払基金交付金は、105万2千円の増額により、6億84万8千円に改めようとするもので、前年度の精算によるものです。

款5. 県支出金は、483万3千円の増額により、3億9,015万8千円に改めようとするもので、介護施設整備に係る補助金の増額によるものでございます。

款8. 繰入金は、640万4千円の増額により、3億8,206万5千円に改めようとするもので、

項1. 一般会計繰入金、6,610万4千円の増額。

項2. 基金繰入金は、介護保険財政調整基金繰入金5,970万円の減額です。

款9. 項1. 繰越金は、9,121万1千円増額し、9,121万2千円に改めようとするものです。 以上によりまして、歳入歳出予算の総額、23億8500万円を24億8,850万円に改めようと するものです。

以上、まことに簡単ではございますが、議案第4号、議案第5号及び議案第6号の提案説明を一括して申し上げさせていただきました。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長(志村 忠昭)

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

ここで暫時休憩に入ります。

再開は10時30分にしたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

休憩 午前10時13分

再開 午前10時30分

議長(志村 忠昭)

そしたら、休憩前に続いて会議を再開したいと思います。

日程第7、議案第7号、平成29年度多度津町一般会計歳入歳出決算認定について、議案第8号、平成29年度多度津町特別会計国民健康保険歳入歳出決算認定について、議案第9号、平成29年度多度津町特別会計国民健康保険直営診療所歳入歳出決算認定について、議案第10号、平成29年度多度津町特別会計公共下水道歳入歳出決算認定について、議案第11号、平成29年度多度津町特別会計介護保険事業歳入歳出決算認定について、議案第12号、平成29年度多度津町特別会計後期高齢者医療歳入歳出決算認定について、以上、提案説明の都合上、一括議題と致します。

提案者の提案理由の説明を求めます。

会計管理者、神原君。

会計管理者(神原 宏一)

おはようございます。

それでは、議案第7号から議案第12号までの6議案、一般会計及び特別会計5会計の平成 29年度歳入歳出決算認定につきまして、一括して、提案説明を申し上げます。

平成29年度の各会計の歳入歳出決算につきましては、地方自治法第233条第2項の規定に基づき、町長より監査委員の審査に付し、去る8月31日に監査委員より、審査意見書の提出をいただきました。

その結果につきましては、先ほど、古川監査委員からご報告をいただいたところでございます。

つきましては、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、議会の認定をお願いするものでございます。

それでは、平成29年度主要施策の成果に関する報告書により、説明を申し上げます。 この冊子でございます。

1ページから12ページにつきましては、一般会計及び特別会計の予算編成から予算の補 正を経て、決算に至る経緯を記載しています。

説明につきましては、割愛させていただき、13ページから説明を申し上げます。

まず、平成29年度一般会計の決算でございます。

下段の、2. 一般会計決算総括表をご覧ください。

繰越明許費を含めました最終予算額は100億4,536万4千円でございますが、これに対しまして、歳入総額は98億1,329万3千円、前年度に比べ、8.7%、7億8,285万5千円の増加でございます。

歳出総額は94億414万5千円、前年度に比べ、9.2%、7億9,550万円の増加でございます。

歳入総額から 歳出総額を差し引きました形式収支額は4億914万8千円、形式収支額から 翌年度へ繰越すべき財源885万9千円を差し引きました実質収支額は、4億28万9千円の黒 字でございます。

また、実質収支額から前年度の実質収支額を差し引きました単年度収支額は157万1千円の黒字、さらに、単年度収支額に財政調整基金への積立金15万6千円を加え、財政調整基金の取り崩し額1億円を減じました実質単年度収支額は、9,827万3千円の赤字でございます。

次に、歳入でございます。

15ページ、4. 一般会計科目別歳入決算状況をご覧ください。

歳入総額98億1,329万3千円の科目別内訳でございます。

このうち、前年度に比べ、歳入が大きく増加した科目でございますが、町債は16億3,903万3千円で、緊急避難路建設事業などの投資的経費の増加に伴い、前年度から4億3,882万2千円、36.6%の増加でございます。

財産収入2億5,871万1千円は、町有地の売却などによりまして前年度から2億759万円、406.1%の増加、繰入金1億9,224万2千円は、財政調整基金・学校教育施設等整備基金の繰入れなどにより、前年度から1億5,237万3千円、382.2%の増加でございます。

一方、歳入が減少した科目でございます。

繰越金1億7,179万4千円は、平成28年度の実質収支額が平成27年度に比べまして、減少していたことなどによりまして、前年度から1億4,714万3千円、46.1%の減少でございます。

そのほか、寄附金1億1,482万4千円は、前年度から3,305万円、22.4%の減少、国庫支出金8億9,001万1千円は、前年度から1,048万7千円、1.2%の減少でございます。

また、歳入に占める構成比が高い科目は、町税が31.3%、地方交付税が18.1%、町債が16.7%、国庫支出金が9.1%などでございます。

次に、町独自で収入することができる自主財源と国・県の意思に依存する依存財源の割合でございます。

自主財源が44%、43億1,621万4千円、依存財源が56%、54億9,707万9千円で、町債の増加等によりまして自主財源割合が前年度から0.6ポイント低下しています。

次に、歳出でございます。

17ページ、5. 一般会計目的別歳出決算状況をご覧ください。

歳出総額94億414万5千円の目的別内訳でございます。

このうち、歳出に占める構成比が最も高い科目は民生費で、30.9%、29億58万9千円、 前年度から3.2%の増加でございます。

次に、土木費が18.7%、17億5,854万5千円、前年度から55.7%の増加、次に、教育費が12.9%、12億1,543万2千円、前年度から7.2%の増加、以下、総務費が12.5%、公債費が9.0%の順でございます。

次に、18ページ、6. 一般会計性質別歳出決算状況をご覧下さい。

歳出を性質別に義務的経費、その他の経費、投資的経費の区分で比較しますと、まず、 義務的経費は39億2,049万円、構成比は41.7%でございます。

人件費・扶助費の増加が公債費の減少でほぼ相殺されたことによりまして、前年度に比べ、0.1%、404万7千円の減少でございます。

その他の経費は35億4,565万5千円、構成比は37.7%でございます。

物件費、繰出金の増加等によりまして、前年度に比べ、1億6,071万3千円、4.7%の増加でございます。

投資的経費は19億3,800万円、構成比は20.6%でございます。

緊急避難路建設事業をはじめ、大規模事業の増加等によりまして、前年度に比べ、49.2%、6億3,883万4千円の増加でございます。

以上が、一般会計の決算概要でございます。

次に、特別会計でございます。

主要施策の成果に関する報告書13ページ、1. 平成29年度会計別決算の状況の特別会計の欄をご覧ください。

特別会計国民健康保険は、歳入総額33億2,100万7千円、前年度に比べ、8,545万5千円、2.6%の増加、歳出総額30億2,651万8千円、前年度に比べ、3,230万9千円、1.1%の増加で、実質収支額は2億9,448万9千円の黒字でございます。

次に、特別会計国民健康保険直営診療所は、歳入総額3,275万3千円、前年度に比べ、752万4千円、29.8%の増加、歳出総額2,765万9千円、前年度に比べ、521万円、23.2%の増加で、実質収支額は509万4千円の黒字でございます。

特別会計公共下水道は、歳入総額10億9,069万7千円、前年度に比べ、1億5,855万2千

円、17%の増加、歳出総額10億5,029万4千円、前年度に比べ、17.5%の増加で、翌年度に繰り越すべき財源985万円を差し引きました実質収支額は、3,055万3千円の黒字でございます。

特別会計介護保険事業は、歳入総額23億6,646万3千円、前年度に比べ、9,672万7千円、4.3%の増加、歳出総額22億7,525万円、前年度に比べ、8,517万6千円、3.9%の増加で、実質収支額は9,121万3千円の黒字でございます。

特別会計後期高齢者医療は、歳入総額3億3,422万円、前年度に比べ、211万3千円、0.6%の増加、歳出総額3億3,249万3千円、前年度に比べ、519万6千円、1.6%の増加で、実質収支額は172万7千円の黒字でございます。

特別会計全体の実質収支額では、4億2,307万6千円の黒字でございます。

以上が、特別会計の決算概要でございます。

次に、町債の状況でございます。

主要施策の成果に関する報告書23ページをご覧ください。

一般会計の平成29年度末公債費現在高は、125億9,571万1千円で、前年度に比べ、7.3%、8億5,862万7千円の増加でございます。

特別会計公共下水道の平成29年度末公債費現在高は、74億5,111万9千円で、前年度に比べ、3.6%、2億8,125万2千円の減少でございます。

次に、25ページをお願いいたします。

10. 地方消費税交付金(社会保障財源化分)の充当状況は、平成27年度決算から新たに設けた項目でございます。

消費税率の引き上げに伴いまして、地方消費税率も1%から1.7%に引き上げられております、その引き上げ分の使途につきましては社会保障施策に要する経費に限定されています。

本項目はその状況を示すもので、本町に交付されました地方消費税交付金4億2,154万4円のうち、社会保障財源化分は、1億8,202万5千円でございます。

下表の合計欄でございますが、社会保障施策に要する経費29億8,910万1千円から、特定 財源を差し引きました一般財源17億7,898万6千円に社会保障財源化分1億8,202万5千円 全額を充当したことを表わすものでございます。

次に、平成29年度歳入歳出決算書の財産に関する調書について、説明を申し上げます。 決算書の方の401ページをお願いいたします。

まず、公有財産の土地及び建物でございます。

土地につきましては、最下段の合計欄でございますが、前年度末現在高91万5,706.48平方メートルから決算年度中に5,258.35平方メートル増加し、決算年度末現在高は92万964.83平方メートルでございます。

決算年度中増減高の欄でございますが、各項目に増減がございます、これは、主に 地籍調査の結果を反映した面積の修正でございます。

そのほか、中段の公営住宅につきましては、本通3住宅の用地の一部を普通財産に移管 したことによる509.45平方メートルの減少、地籍調査の結果反映による264.37平方メー トルの増加を相殺しました245.08平方メートルの減少でございます。

次に、建物でございます。

最下段の合計欄でございますが、木造・非木造の延面積の合計は、前年度末現在高9万6,271.19平方メートルから決算年度中に1,218.34平方メートル減少し、決算年度末現在高は9万5,052.85平方メートルでございます。

平成29年度中の減少のうち、公共用財産の小学校は、白方小学校の改築によるもので、 木造の部分が塔屋の除却による27平方メートルの減少、非木造の部分が改築による 581.80平方メートルの減少、併せて608.8平方メートルの減少でございます。

公営住宅は、本通3丁目住宅の一部除却による182平方メートルの減少、その他は 多度 津地区公民館の除却部分の反映等によりまして427.54平方メートルの減少でございま す。

次に、403ページでございます。

上段が動産、下段が有価証券でございますが、いずれも決算年度中の増減はございません。

404ページ、出資による権利につきましても、決算年度中の増減はございません。 次に405ページから407ページでございますが、取得価格が100万円以上の備品でござい ます。

決算年度中の増加でございますが、405ページ下段の浄水器1台でございます。

減少は、405ページのスポットライト1台、ビデオシステム1台、パソコン1台、無停電装置1台、406ページの油圧救助器具1台、407ページの水槽付消防ポンプ自動車1台、指令広報車1台でございます。

408ページ、上段の50万円以上の教材備品、下段の美術品につきましては、いずれも決 算年度中の増減はございません。

次に、409ページ、基金でございます。

最下段でございますが、合計では、前年度末現在額25億1,703万2,588円から、3億6,157万6,962円の積立て、1億7,905万1,756円の取り崩しにより、決算年度中に1億8,252万5,206円増加し、決算年度末現在額は26億9,955万7,794円でございます。

決算年度中の主な増減でございますが、まず、「財政調整基金」は前年度の決算剰余金の一部2億5,000万円と運用利息分15万5,968円の積み立て、平成29年度事業の財源として1億円の取り崩しでございます。

「奨学基金」は運用利息分1万1,612円の積み立て、奨学金事業の貸付等に充てるため、531万3,600円の取り崩し、「国保財政調整基金」は運用利息分2万5,628円と前年度繰越金の一部3,997万4,372円、合わせて4,000万円の積み立て、「農業振興基金」は運用利息分4,490円の積み立て、平成29年度事業の財源として261万1,812円の取り崩し、「介

護保険財政調整基金」は運用利息分9,899円と前年度繰越金の一部5,136万9,380円、合わせて5,137万9,279円の積み立て、「庁舎建設基金」は運用利息分1万5円と予算の補正による積み立て2,000万円、合わせて2,001万5円の積み立て、「健やかこども基金」は運用利息分1,237円の積み立て、平成29年度事業の財源として510万344円の取り崩し、

「学校教育施設等整備基金」は運用利息分1万1,270円の積み立て、「町内小学校空調整備事業」の財源として6,602万6,000円の取り崩しでございます。

410ページをお願いいたします。

「国民健康保険高額療養費貸付基金」は、決算年度中の2万円の返還がありましたので、決算年度末現在額は499万円でございます。

411ページ、「債権」でございます。

「公共下水道事業受益者負担金」は、決算年度中に6万5千円減少し、決算年度末現在額は92万4千円でございます。

以上、議案第7号から議案第12号までの6議案、一般会計及び特別会計5会計の平成29年 度歳入歳出決算認定につきまして、一括して、提案説明を申し上げました。

よろしくご審議たまわりますようお願い申し上げます。

議長(志村 忠昭)

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第8、議案第13号、平成29年度多度津町水道事業会計歳入歳出決算認定について を議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

政策観光課長、河田君。

政策観光課長 (河田 数明)

議案第13号、平成29年度多度津町水道事業会計歳入歳出決算認定について提案説明を 申し上げます。

歳入歳出決算認定につきましては、地方公営企業法第30条第2項の規定に基づいて、監査委員の審査に付したところでございます。

その決算審査の結果は、先ほど古川監査委員から報告のありましたとおりでございますので、同法第30条第4項の規定に基づき、議会において歳入歳出決算の認定を受けようとするものでございます。

それでは、歳入歳出決算の内容について説明をさせて頂きます。

11ページをお開きください。

先に、附属書類の事業報告書について、説明をさせていただきます。

1. 概況、(1)総括事業、イ. 業務状況といたしましては、平成29年度末の給水人口は 2万3千487人、給水栓数は1万717栓でございます。

年間総配水量は、327万4千33立方メートルで、前年度と比較いたしますと、1.8%、6万817立方メートルの減となっております。

総配水量の内訳といたしましては、自己水量は、179万7千924立方メートルで、県水受水量は、147万6千109立方メートルであり、構成比にいたしますと、自己水量が54.9%、県水受水量が45.1%でございます。

有収水量は、304万5千290立方メートルで、前年度と比較いたしますと、1.2%、3万6千936立方メートルの増となっております。

有収率は、93.0%で、前年度と比較いたしますと、2.8ポイントの増加となっております。

近年の状況として、人口減少や節水意識の高まり、節水機器の普及など様々な要因により、水需要は減少傾向にあります。

また、老朽配水管の更新など施設整備による資本的投資や水道施設の維持管理費の増加が見込まれ、そうした問題に対応するため、水道事業の広域化を行ったところです。

今後は香川県広域水道企業団の経営健全化や、安全で安心な水道水の安定供給などに協力してまいります。

次に、ロ. 建設改良工事等でございます。

配水管布設替工事、水道施設制御設備更新工事、消火栓新設及び移設工事などを行い、 配水網並びに水道施設の整備を行いました。

また、量水器などを購入いたしました。

次に、ハ、財政状況につきましては、後ほど決算報告の方で、詳細に説明をさせていた だきます。

(2)議会議決事項は、表のとおりでございます。

なお、12ページから23ページに、多度津町水道事業の経営実績の明細を記載しております。

次に、1ページをお開き下さい。

決算報告書の説明をさせていただきます。

なお、収益的収入及び支出並びに、資本的収入及び支出につきましては、消費税を含んでおります。

(1)収益的収入及び支出の、収入といたしましては、第1款水道事業収益の決算額は、 7億8千550万8千627円、予算額と比較いたしますと、1.1%、891万5千627円の増でございます。

内訳と致しまして、第1項営業収益は、7億580万3千528円、第2項営業外収益は、7千970万5千99円となっております。

次に支出でございます。

第1款水道事業費用の決算額は、7億2千730万1千379円、予算額と比較いたしますと、 5.1%、3千904万8千621円の不用額となりました。

内訳と致しましては、第1項営業費用は、6億8千576万8千917円、第2項営業外費用は、3千903万9千90円、第3項特別損失は、249万3千372円、第4項予備費につきましては、

0円となっております。

続きまして、3ページをお開き下さい。

(2) 資本的収入及び支出について説明いたします。

収入といたしまして、第1款資本的収入の決算額は、2億8千330万8千634円、予算額と比較いたしますと、0.2%、47万5千366円の減でございます。

内訳と致しまして、第1項企業債は2億7千700万円、第2項工事負担金は606万9千900円、 第3項固定資産売却代金は23万8千734円でございます。

なお、工事負担金は、消火栓新設及び移設工事の負担金でございます。

次に、支出といたしまして、第1款資本的支出の決算額は、5億900万5千877円、予算額と比較いたしますと、2.1%、1千75万123円の不用額となりました。

内訳といたしまして、第1項建設改良費は、3億146万2千720円、第2項企業債償還金は、 2億754万3千157円でございます。

次に、注記1をご覧ください。

補填財源について説明いたします。

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額、2億2千569万7千243円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額、2千854万1千258円、過年度損益勘定留保資金、384万7千549円、当年度損益勘定留保資金、1億6千440万7千903円、繰越利益剰余金、2千890万533円で補てんいたしました。

また、注記2のたな卸資産購入費執行額は、357万554円でございます。

次に5ページをお開き下さい。

多度津町水道事業損益計算書につきましては、1. 営業収益は、6億5千371万7千216円、

- 2. 営業費用は、6億5千884万9千460円ですので、営業損失は、513万2千244円でございます。
- 3. 営業外収益は、7千615万6千738円で、4. 営業外費用は、3千912万9千77円ですので、経常利益は、3千189万5千417円でございます。
- 5. 特別損失は、249万3千372円ですので、当年度純利益は、2千940万2千45円でございます。

また、前年度繰越利益剰余金は、3億6千207万9千335円ですので、当年度未処分利益剰余金は、3億9千148万1千380円でございます。

次に6ページをご覧下さい。

水道事業剰余金計算書について説明いたします。

自己資本金の当年度末残高は、24億2千587万5千67円、資本剰余金の当年度末残高は、 2千69万5千773円でございます。

利益剰余金のうち減債積立金の当年度末残高は、1億8千万円、建設改良積立金の当年度 末残高は、7千677万9千818円、未処分利益剰余金の当年度末残高は、3億9千148万1千 380円でございます。 資本合計の、当年度末残高は、30億9千483万2千38円でございます。

次に、8ページをお開きください。

多度津町水道事業貸借対照表につきましては、資産の部、1. 固定資産合計は、75億7千160万2千883円、2. 流動資産合計は、9億3千197万2千240円ですので、資産合計は、85億357万5千123円でございます。

次に、負債の部、3. 固定負債合計は、32億9千300万5千999円、4. 流動負債合計は、4億7千361万2千334円、9ページをご覧ください。

5. 繰延収益合計は、16億4千212万4千752円ですので、負債合計は、54億874万3千85円 でございます。

資本の部、6. 資本金合計は、24億2千587万5千67円でございます。

7. 剰余金のうち、(1)資本剰余金合計は、2千69万5千773円、(2)利益剰余金合計は、6億4千826万1千198円ですので、剰余金合計は、6億6千895万6千971円でございます。 従いまして、資本合計は、30億9千483万2千38円、負債・資本合計は、85億357万5千123円でございます。

次に、24ページをお開きください。

多度津町水道事業キャッシュ・フロー計算書につきましては、末尾にありますとおり、 資金期末残高は、7億8千118万7千969円でございます。

尚、25ページから37ページにかけて、水道事業会計収益費用明細書、資本的収入及び支 出明細書、固定資産明細書、企業債明細書、水道事業経営分析を記載しております。 以上、誠に簡単ではございますが、議案第13号の提案説明とさせていただきます。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

議長(志村 忠昭)

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

ここで、お諮り致します。

ただ今までに、提案理由の説明がされました議案で、議案第1号、議案第2号を、建設産業民生常任委員会に、議案第3号から議案第13号を、総務教育常任委員会に、多度津町議会会議規則第39条第1項の規定により付託の上、審査することに致したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

よって、13議案を会期中の総務教育常任委員会及び建設産業民生常任委員会に付託の上、審査することに決定を致しました。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了をいたしました。

これにて、散会を致します。

ありがとうございました。

散会 午前11時13分

以上、会議の次第を記載して、その相違ない旨を証するため ここに署名捺印する。

平成30年9月10日第3回多度津町議会定例会

議 長

議員

議員

事務局長

書 記